

第 170 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 平成 23 年 10 月 31 日(月)
場所 千葉県教育会館新館501会議室

目 次

議事日程

出席委員名簿

議案一覧

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 会長選出、会長職務代理者の指名	2
6. 議長の指定	3
7. 議事録署名人の指名	3
8. 非公開議案の審査等	3
9. 議案審議	4
第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案（一括審議）	4
第6号議案	8
第169回審議会 第3号議案（継続審議）	10
第7号議案	15
第8号議案	18
第9号議案	20
10. 閉 会	24

第170回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成23年10月31日（月）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 会長選出、会長職務代理者の指名
- 6 議長の指定
- 7 議事録署名人の指名
- 8 非公開議案の審査等
- 9 議案審議
第1号議案 ～ 第6号議案
第169回審議会第3号議案（継続審議）
第7号議案 ～ 第9号議案
- 10 閉 会

第170回千葉県都市計画審議会
 平成23年10月31日（月曜日）
 於・千葉県教育会館新館501会議室
 午後2：30～午後4：20
 出席委員 19名

第170回千葉県都市計画審議会 出席委員名簿
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	屋井鉄雄	都市計画・土木
	橋本都子	建築
県議会の議員	本清秀雄	千葉県議会議員
	浜田穂積	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	服部友則	千葉県議会議員
	横堀喜一郎	千葉県議会議員
	天野行雄	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
	松戸隆政	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	居戸利明 （代理・矢代祐嗣）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	宮坂 亘 （代理・久保正樹）	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課課長補佐）
	梁嶋利道 （代理・小澤元樹）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画課課長補佐）
	神谷俊広 （代理・大前好明）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局次長）
	下保 修 （代理・窪田達也）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長）
	鎌田 聡 （代理・嶋田英明）	千葉県警察本部長 交通部参事官兼交通規制課長）
市町村の長を 代表する者	豊田俊郎	八千代市長
市町村議会の 議長を代表 する者	中村秀美	長生村議会議長

第 1 7 0 回 千葉県都市計画審議会議案一覧

平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

- 第 1 号議案 成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について
- 第 2 号議案 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について
- 第 3 号議案 多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について
- 第 4 号議案 芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について
- 第 5 号議案 横芝都市計画航空機騒音障害防止特別地区の変更について
- 第 6 号議案 佐原都市計画道路の変更について
- 第 1 6 9 回審議会 第 3 号議案（継続審議）
建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（木更津市）について
- 第 7 号議案 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について
- 第 8 号議案 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（芝山町）について
- 第 9 号議案 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（松戸市）について

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第170回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに田中都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

田中都市整備局長 都市整備局長の田中でございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議案といたしましては、航空機騒音障害防止地区等の変更が5議案、都市計画道路の変更が1議案、建築基準法第51条ただし書案件が、継続議案を含めまして4議案、計10議案でございます。

議案の内容等につきましては後ほど担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

また、10年間、都市計画審議会委員として県政の推進にご尽力いただきました内山前会長が退任されましたことから、議案の審議に先立ち審議会長の選出がございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ですが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

司 会 続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

1. 第170回千葉県都市計画審議会議案書及び議案関係資料
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表

以上でございます。

不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ18名で、千葉県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。以上でございます。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介いたします。

はじめに学識経験者委員です。

田代委員を除く7名の委員が8月31日をもって2ヵ年の任期が満了となり、内山前会長、大島前委員が退任され、新たに2名の委員が就任されました。

屋井様でございます。

なお、同じく新たにご就任いただいた鎌野様ですが、本日は所用により欠席されております。

続きまして関係行政機関の委員です。

農林水産省関東農政局長の宮坂様に新たにご就任いただいておりますが、本日は代理として久保様にご出席いただいております。

経済産業省関東経済産業局総務企画部長の梁嶋様に新たにご就任いただいておりますが、本日は代理として小澤様にご出席いただいております。

千葉県警察本部長の鎌田様に新たにご就任いただいておりますが、本日は代理として嶋田様にご出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日ご出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

5. 会長選出、会長職務代理者の指名

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局 本審議会の会長につきましては、千葉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により「学識経験者委員のうちから委員の選挙によって定める」とされております。

それでは立候補される方、挙手をお願いいたします。

(挙手する者なし)

事務局 立候補はございませんでしたので、推薦をいただきたいと思います。

委 員 前期の職務代理でいらした北原先生が会長として適任ではないかということで推薦させていただきます。

事務局 ただいま、北原委員をとご推薦いただきましたけれども、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。

委 員 ちょっと待って。北原さんの経歴がない。今まで北原さんが努力してくれたということはわかるけれども、経歴などわからないでいきなりそれというのは、新しい人は何もわからない。

事務局 ただいまご就任いただきました北原理雄委員につきましては、千葉大学大学院の工学研究科の教授をされており、都市計画の分野の専門委員として前任期を含めて都市計画審議会にご参画いただきまして、ご尽力いただいていたところ です。

それでは北原委員、よろしくお願ひいたします。

司 会 ただいま審議会長に選出されました北原委員には会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 ご指名をいただきました北原です。

内山前会長のもとでは、内山先生の大変柔軟な運営の中で自由闊達な意見交換ができていたと考えております。私は、不慣れで至らぬ点が多々あるかと存じますが、委員の皆さんのお力添えを得ながら、充実した議論ができる場をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。(拍手)

司 会 ありがとうございます。

次に、千葉県都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長の職務代理者を会長が指名することとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

会 長 ただいま司会から説明をいただきましたように、私の職務代理者を指名させていただきます。

それでは、屋井委員にお願いしたいと思うのですが、屋井委員、いかがでしょうか。

委 員 今日から参加させていただいたということもありますし、自己紹介も十分できていないわけですが、もし皆様にご了解いただけるようでしたら、この職務を務めさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。(拍手)

会 長 ありがとうございます。皆様からの拍手もいただきましたので、よろしく願いいたします。

司 会 それでは屋井委員、会長代理席へお移り願います。

6. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしく願いいたします。

7. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名いたします。

屋 井 委 員

浜 田 委 員

よろしく願いいたします。

8. 非公開議案の審査等

会 長 次に、非公開とすべき案件があるかどうかの審査を行います。

本日も審議いただく案件は、航空機騒音障害防止地区及び同特別地区の変更が5議案、都市計画道路の変更が1議案、そして建築基準法の産業廃棄物処理施設関連4議案、計10議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に「非公開とすることができる」という規定がありますが、事務局から

のご提案はいかがでしょうか。

事務局 本日、審議会に付議された10議案については、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に該当する「非公開案件はない」ということでいかがでしょうか。

会長 ただいま事務局から「非公開案件はなし」という提案がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、「異議なし」ということですので、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

それでは、傍聴の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

(傍聴人 入場)

会長 議事に入る前に、傍聴人の皆様へ傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をお守りください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をされますと退場していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

(報道関係者 入場)

会長 報道関係の方々につきましては、これから写真撮影を許可いたします。

(報道関係者 写真撮影)

会長 それでは写真撮影を終了とします。

9. 議案審議

会長 これから議案審議に入ります。

本日まで審議いただく案件は10件です。いずれも重要な案件ですので、十分にご審議くださるようお願い申し上げます。

また、お手元の議案書のとおり議案を進めてまいりますので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いいたします。

第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 (一括審議)

会長 それでは、

第1号議案 成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び
航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第2号議案 大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び
航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第3号議案 多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び
航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第4号議案 芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び
航空機騒音障害防止特別地区の変更について

第5号議案 横芝都市計画航空機騒音障害防止特別地区の変更について

を議題といたします。

これらの議案については、いずれも都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更に関する案件ですので、一括審議にいたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第1号議案から第5号議案について、一括して説明いたします。

まず、議案書と別に綴じられている議案関係資料のインデックス1をお開きいただき、その1ページ、A3判を縦に折り込んでいる資料1をお開きいただき、またはスクリーンをご覧ください。

図面の中央が成田国際空港です。

今回の都市計画変更の趣旨ですが、昨年、成田空港の年間発着回数を22万回から30万回に拡大することで地元が合意し、今後、航空機騒音の区域が拡大し、赤の線で示している航空機騒音障害防止地区と、その線の内側のハッチの部分の防止特別地区の拡大が必要なことから、両地区の区域を変更するものです。

その変更の区域が、北の成田都市計画区域から南の横芝都市計画区域まで五つの都市計画区域にわたっていることから、議案書のほうではそれぞれの都市計画区域ごとにインデックス1～5の五つの議案に分かれております。

議案書では一部分ずつになってしまいますので、こちらの資料で説明してまいります。

はじめに、これらの区域の法律上の位置づけについて説明いたします。

2ページ、またはスクリーンをご覧ください。

通称「騒特法」、正式には「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」ですが、こちらは土地利用の規制や移転補償等の措置を講ずることにより航空機騒音の障害を未然に防止することなどを目的とした法律で、「航空機騒音対策基本方針」を県知事が国土交通大臣の同意を得て定めることとされております。

その基本方針の中で、防止地区、防止特別地区とすべき地域が定められることとなります。

この防止地区及び防止特別地区とすべき地域については、その下に示していますとおり、騒特法第4条で「基本方針に基づいて都市計画で定める」とされております。

このため、都市計画法に基づき両地区の都市計画決定を経て、一番下に示している防止地区では、新たに住宅を建築する場合の防音構造の義務付けや、防止特別地区では、新たな住宅の建築の禁止や既存の住宅への移転補償などが措置されることとなります。

次に、これまでの都市計画の経緯を説明いたします。

3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

上のほう、①ですが、これまで平成13年に、斜め右上の2,180mの暫定平行滑走路の供用にあわせて当初の都市計画決定を行い、その後、下の、平成19年にその暫定平行滑走路を「2,500mにするための北側への延伸」にあわせて都市計画変更を行ってきており

ます。

今回は2回目の変更となりますが、先ほど変更の趣旨で説明したとおり、再びスクリーンのフロー図ですが、年間の発着回数 30 万回への地元合意を受け、本年3月に「航空機騒音対策基本方針」が変更され、今回、都市計画の変更をしようとするものです。

次に区域の設定の考え方について説明いたします。

2ページに戻っていただき、1ページのA3判の縦の資料1、またはスクリーンをご覧ください。

外側の赤い線の防止地区については、航空機の騒音レベルの単位であるW E C P N L、通称W値が75のラインを区域界としております。

W値というのは、1機ごとの航空機騒音の瞬間的な大きさということではなく、その回数や昼と夜では人が受ける音の大きさの感じ方が違うということから、その違いを反映できるように考案された評価指標で、75Wは、感覚的には、地下鉄の車内の騒音が1日160回、頻度に直すと6分に1回程度に相当するレベルと言われております。

外側の赤い線が変更後の防止地区で、そのうち青く塗られた部分が、今回、防止地区を拡大する区域で、全体で約397haの増加となります。

次に、防止特別地区については、家屋の移転等、住民の生活に大きな影響を及ぼすことになることから、成田空港円卓会議での合意事項「移転対策については、地域社会のつながりを維持した集団移転を基本に取り組む」ということを踏まえて、W値が80のラインを基準として、このラインによって、これまで地域社会を築いてきた古くからの既存集落が分断されるような形で一部が移転対象となり、それによって、それまでの様々な行事が続けられなくなるなどコミュニティの維持・存続が困難となる場合は、そうした80Wの外側の孤立する住宅を区域として取り込んでおります。

関係資料の1ページに戻りまして、赤いハッチの部分が変更後の防止特別地区になりますが、その外側に小さく滲み出して広がっているところが孤立化する住宅を取り込んだ区域です。

ピンクに塗られた部分が、今回、防止特別地区を拡大する区域で、孤立化する住宅の部分と合わせて全体で約117haの増加となります。

それから、滑走路をつなぐ部分で黄色で塗られた部分が空港が拡大する部分で、規制や対策が必要なくなるため防止地区及び防止特別地区から除外する区域で、約12haとなります。

この結果、それぞれの面積ですが、関係資料の4ページの新旧対照表またはスクリーンをご覧ください。

上の表が防止地区で、その一番上の行が全体で、右から、約397ha増加し、面積は約4,984haが約5,381haとなり、以下、都市計画区域ごとの面積になります。

下の表が防止特別地区で、一番上の行、全体で約117ha増加し、面積は約2,118haが約2,236haとなり、以下、都市計画区域ごとの面積になります。

都市計画区域ごとの数字については、数が多く、長くなりますので、割愛させていただきます。

以上の案件について、8月2日から16日までの2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案から第5号議案までの説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 　ただいま第1号議案から第5号議案について事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 　30万回の枠への容量の拡大で、昨年来、地元の住民の皆さんへの説明会を実施してきましたね。説明会で地元の住民の皆さんが出した意見、要望、主なもので構わないのですが、ズラッと教えていただければと思います。

事務局 　地元の説明会は71回開催しています。そちらを回ったところ、集落すべてを移転対象としてほしい、落下物の恐れのある地域も移転対象にしてほしい、大学や企業の誘致を求める、騒特法のすべての土地を買い上げてほしい、そういった意見は出されております。

委 員 　私も、芝山、横芝で行われた説明会の要約した資料は読ませていただきました。その中で、30年来、地元の住民の皆さんは騒音問題と向き合ってきているわけです。それは大事な問題なので、会長のお許しをいただきたいのですが、3点にわたってお伺いしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

会 長 　はい。

委 員 　順番に行きますが、一つは、容量拡大の根拠。二つ目は、現実に直下にいる住民の騒音被害の問題。三つ目は、健康調査と健康被害の実態です。

最初にお伺いしたいのですが、22万回になって、今年の10月が23万5,000回です。今年度末で25万回、平成26年には30万回という計画ですが、成田空港がオープンしてからの32年間で発着回数のピークはどの程度で、ここ数年は発着回数はどのくらい推移しているのかというのを教えていただければと思いますが。

事務局 　容量の根拠については、成田空港の施設整備を進めまして、そのポテンシャルを最大に活かす状況が30万回と伺っております。

これまでの年間発着回数の推移ですが、平成18年度から19万回台で、平成21年度には18万7,000回、昨年度（平成22年度）が19万1,000回となっております。

直下の被害、健康調査と実態については、申しわけありませんが、こちらでは把握しておりません。

委 員 　まずお伺いしたのは実際の発着回数の実績ですが、2007年の19万4,000回が一番のピークですね。昨年度は19万1,400回。何日か前の新聞報道では「30万回の容量拡大だが、ここに来て発着便数は微増にとどまっている」というのがあるのですが、当初の20万回すらまだ到達していないですが、あまりにも過大な容量の拡大ではないかと思うのですが、その辺のところはどう認識されていますか。

事務局 　ピークですけれども、19万4,000回で間違いございません。

それから、30万回を実現できるのかということかと思いますが、現在、ローコストキャリア（LCC）でありますとか、ビジネスジェット、国内線の拡充を進めていくということにしております。県といたしましては、国内外、成田空港の利用促進に積極的に取り組んでいくというふうに考えております。

委 員 　具体的にお伺いしたいのは、周辺住民の健康の問題です。一つは、これまで健康調査が行われたのかどうか。もう一つは、平成19年に成田市と京都大学の大学院が共同で「地域の環境と生活に関する調査」というのをやっているのですが、これは承知している

でしょうか。

その調査の中で、私も読んでびっくりしたのですが、W値で 70 を超えた時点で、先ほどの図に示されたA滑走路付近では、週3～4日の睡眠妨害を訴えている方が2割、谷間とB滑走路付近では、週3～4日の睡眠妨害を訴えている方は35～40%。さらに、週1～2日の睡眠妨害は、A滑走路付近で35%、谷間とB滑走路では半分を超えるんですよ。WHOの指標も示されていますが、現実に32年間で起きている健康障害についてはどう認識しているのか。同時に、国とNAAは、30年経っているのだから住民の健康調査を実施すべきだと思うのですが、県当局はどのようにお考えでしょうか。

事務局 航空機騒音の対策については、騒防法の第一種区域については、空港会社が防音の助成をしております。市町においては、谷間の防音の助成。それから隣接の区域、外側につきましては、共生財団のほうで防音の助成を行っております。

健康調査については、実施していないということです。詳細については、成田市がいらしていますが、もしお答えいただければと思います。

会 長 成田市のほうから、何か補足で説明いただく点はございませんか。

成田市 今のご質問ですが、健康被害調査について、申しわけありませんが、担当が来ておりませんので、今、把握しておりません。申しわけありません。

会 長 住民の皆さんの健康被害の状況は的確に把握した上で対策が必要とされることだと思いますので、今日この場で出たご意見はそれぞれ環境部局へ十分お伝えください。

ほかに質問、意見はございませんか。

委 員 最後に一つ要望を出しておきます。

いろいろ調べてみましたら、成田空港の発着は朝6時から夜の11時までですね。説明会の時点で資料を読んでいてびっくりしたのですが、10時から11時、夜中ですね、大体10便に抑えますとNAAは答えている。そうすると6分に1回の規模です。やっぱり、夜間の発着を控える、健康調査をするというのを、これからの課題としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

会 長 ご要望ということで伺いたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を原案どおり可決することに決定します

第6号議案

会 長 次に、

第6号議案 佐原都市計画道路の変更について

を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案 佐原都市計画道路の変更について説明いたします。

ご審議いただきますのは、香取市佐原地区の市街地南東に配置されている都市計画道路3・4・4号仁井宿与倉線と、3・4・8号佐原多古線の変更です。

インデックス6の4ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

佐原都市計画区域の都市計画道路は、佐原駅を中心とする市街地の骨格を形成する道路と、市街地への交通を迂回させる外周の環状道路によりネットワークが形成されており、広域的には国道51号や国道356号により成田・千葉方面、銚子方面と結ばれております。

今回変更しようとする3・4・4号仁井宿与倉線は、国道51号と国道356号を結ぶ環状道路であり、銚子方面と千葉方面の交通を佐原市街地から迂回させるバイパスの機能を有しております。

3・4・8号佐原多古線は、主要地方道佐原八日市場線の一部を成す道路であり、多古・八日市場方面と佐原市街を結ぶ幹線道路となっております。

両路線の整備状況ですが、スクリーンをご覧ください。

3・4・4号仁井宿与倉線は、千葉県及び香取市により整備が進められており、全長約4.2kmのうち約2.9kmが完成し、供用されております。

残りの約1.3kmの区間のうち約0.9kmについては、現在、香取市により整備が進められております。

また、今回の変更箇所を含む約0.4kmについては、主要地方道佐原八日市場線の一部区間として、今後、千葉県で整備を進め、早期の全線開通を目指しているところです。

議案書4ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、この両路線の交差点部分になります。

この部分は、昭和44年に都市計画決定され、こちらの変更箇所のとおり、約30度の鋭角でY字に交差する計画となっております。

今回、仁井宿与倉線の整備にあたり、交通管理者と協議したところ、安全で円滑な交通処理を図る観点から、交差点形状の変更を行うこととしたものです。

具体的な変更内容について説明いたします。

議案書5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

赤く塗られた部分が追加となる区域、黄色の部分が廃止となる区域です。

3・4・4号仁井宿与倉線については、3・4・8号佐原多古線と交差する角度を直角に近づけるとともに、右折レーンの設置を行うため、赤の区域を追加し、黄色の区域を廃止いたします。

また、3・4・8号佐原多古線についても、交差角度の調整のため、交差点近くの線形を若干変更するため、赤の区域を追加し、黄色の区域を廃止するとともに、交差点位置が北側に移動することになることから、終点の位置を北側に変更いたします。

以上、変更を行った結果、ページが戻って恐縮ですが、議案書3ページにありますように、3・4・4号仁井宿与倉線については、交差点形状の変更に伴い線形を変更し、延長を約4,190mから約4,220mに変更いたします。

また、3・4・8号佐原多古線については、終点の位置を短縮の形に変更し、線形の変更

と、延長を約 1,360m から約 1,280m に変更いたします。

併せて、車線数について、平成 10 年の法改正以降の最初の変更の際に車線数を定めることとされており、ここで両路線について車線数を 2 車線に決定いたします。

なお、本案件について、平成 23 年 7 月 19 日から 8 月 2 日までの 2 週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

第 6 号議案の説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

会 長 第 6 号議案について事務局から説明をいただきました。

ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

第 6 号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 6 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 1 6 9 回審議会 第 3 号議案 (継続審議)

会 長 次に、前回の審議会で継続審議となった案件に移りますが、その前に、前回の審議会
で環境部局の出席を求める意見があったことについて、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

前回の審議会で環境部局の出席を求める意見がありました。この件について、事務局から資料を配付し、ご説明申し上げます。

議長、資料の配付をしてよろしいでしょうか。

会 長 資料の配付を許可いたします。

(資料「産業廃棄物処理施設の設置に係る法体系について」 配付)

事務局 それではご説明申し上げます。

スクリーン、または配付した資料をご覧ください。

産業廃棄物処理施設を設置する場合、建築基準法第 51 条の許可と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、略称名で廃棄物処理法第 15 条の二つの許可を受ける必要があります。

配付資料では左側のコマになりますが、建築基準法第 51 条の審査では、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないことが求められております。このため都市計画審議会では、敷地の位置の適格性、搬出入路の妥当性、施設の配置や構造上から見た施設計画の妥当性の観点から審議をお願いしております。

また、配付資料の右側のコマになりますが、廃棄物処理法第 15 条の審査では、環境保全の観点から、当該施設が環境等に及ぼす影響が法令等に適合している旨、施設の妥当性、環境対策、維持管理の観点等から検証を行っております。

以上のことから、都市計画部局においては、環境への影響等については、廃棄物処理法に基づき行った検証結果を環境部局から説明を受け、これを確認し、把握することによって行っております。

このことから、事務局といたしましては、議案の説明を行う建築指導課が環境部局の審査の内容及び結果を適確に確認・把握し、十分な説明を申し上げることで、新たな出席者を求めず円滑な審議が行われるよう努めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 前回の意見に関して事務局から報告をいただきましたが、事務局の説明について、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、今回は建築指導課が環境部局の審査内容及び結果を適確に確認把握していることについて説明をきちんとしてくださいということでもいろいろご意見があったのだと思いますので、きちんと説明していただけるということで、事務局案でよろしいのではないかと感じます。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

それでは事務局案のとおりといたしますが、議案説明者は、今後、一層適確に説明し、円滑に審議できるようにご配慮をお願いいたします。

それでは、

第 169 回審議会 第 3 号議案

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）
の敷地の位置（木更津市）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の都市計画審議会では説明が不十分であったために、各委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

今回は、本議案について再度、施設概要について説明を差し上げた後、前回ご指摘いただいた事項について説明を差し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、継続第 3 号議案について説明いたします。

議案書見出し「継続 3」の部分をお開きください。最初のページは付議書となっております。

次に、議案書の 3 ページの位置図をご覧ください。

計画地ですが、JR 木更津駅から約 5 km 南に行ったところです。

この計画地は、すべて市街化調整区域に位置しており、至近の市街化区域まで約 600m 離れております。

次にスクリーンをご覧ください。

配置図により説明いたします。

処理施設の名称は、有限会社 木和建材の産業廃棄物処理施設です。

敷地の位置は木更津市畑沢で、敷地面積は約 5,984 m²です。

敷地の種類は産業廃棄物処理施設で、建築物等の解体工事により発生するコンクリートのがれき類を破碎処理し、再生砕石を製造する中間処理施設です。

施設の処理能力は、破碎機 1 基を使い、最大 1 日 652 トンです。

敷地内には、管理事務所 1 棟を新築いたします。

施設概要の説明は以上です。

それでは、前回の都市計画審議会においてご指摘いただいた事項について説明させていただきます。

別冊の議案関係資料の「継・3」と書いてある付箋のところの 3 ページをご覧ください。

前回の指摘事項について一覧表に整理してあります。指摘事項及び右側が回答の要旨です。この一覧表に基づいて説明いたします。

項目としては、環境対策、通学路の安全、放射能、緑地、君津市との協議に関しまして、ご指摘いただきました。

まず環境対策ですが、「環境基準を遵守していることをどのように確認しているのか」という指摘をいただきました。先ほど事務局からも内容を説明しましたが、この施設については、環境生活部局において廃棄物処理法第 15 条の許可に係る周辺への環境保全の観点からの審査を終了しており、環境等に及ぼす影響について法令等に適合するとの結果になっております。このことから、当課としても「環境基準を遵守している」と判断したものです。

次の「生活環境影響調査は騒音と振動だけでよいか」という指摘については、当該施設はコンクリートのがれき類の破砕処理を行う中間処理施設で、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、騒音と振動に係る環境基準を遵守することにより、周辺の生活環境に支障を及ぼす恐れはないと判断しております。

「排水の石灰質を処理する施設が必要ではないか。雨水の流出も考えられる」という指摘については、コンクリートは化学的に安定した物質であることから、破砕処理により周辺の環境に支障となるような有害な物質を発生することはありません。また、雨水により環境に支障となる有害な物質が溶け出すことはありません。従いまして、石灰質を処理する施設の設置は必要ないと判断いたしました。

次に、通学路の安全については、「波岡小学校の通学路にあたることから十分な交通安全対策が必要と思われる」「通学路にあたることから登下校の時間帯だけ施設への搬出入を制限できないか」との指摘をいただきました。

スクリーンをご覧ください。

真ん中が波岡交差点で、右下に波岡小学校があります。計画地は下のピンク色のところです。国道 127 号から敷地延長的に入った敷地にあります。

国道 127 号、上から下に通っている国道ですが、上の真ん中が波岡交差点ですが、この波岡交差点から北側及び市道には通学路が指定されておりますが、当該施設の出入口がある国道 127 号の波岡交差点から南側については指定はありません。

図上の緑色に塗った部分が通学路の指定部分となりますが、国道 127 号及び市道には、両側に歩道が設置されており、歩行者の安全が確保されております。

また、波岡交差点については、国道の上に歩道橋、国道の下を通る地下通路が整備されており、小学校までの通学については安全が確保されております。

このため、搬出入の時間制限を特に行わなくとも歩行者の安全は確保されていると判断しております。

なお、事業者から、自主的に登下校時の子どもの安全を考慮して搬出入車両の通学路の

通行時間について配慮するという話はいただいております。

次に、放射能について説明を申し上げます。

「放射能汚染されたがれきが搬入される恐れはないのか」との指摘ですが、当該施設に搬入するがれき類は、君津管内の建築物等の解体工事現場で発生するもののみに限るとの報告を受けており、放射能に汚染されたがれき類が搬入される恐れはないと考えておりますが、廃棄物の発生場所を確認できるマニフェストの確認を徹底するよう事業者に指示をし、安全を期すよう図りたいと考えております。

次に緑地については、「緑地が一部取れていないが、環境上支障はないのか」との指摘をいただきました。

スクリーンをご覧ください。

敷地南側に緑地が一部設けられない箇所がありますが、写真を撮ってきております。写真のとおり、その外側は高圧線の送電鉄塔があり、高さ 20m の斜面地となっております。断面がこちらで、申請地が右です。その裏が 20m の段差の崖になっており、その上に鉄塔があります。そこで「環境上、支障ない」と判断し、一般車両の通行がある国道側に緑地を重点的に配置した形となっております。

最後に君津市との協議ですが、「常に君津側を通ると思われるため、君津市との協議は必要ないのか」「市境で 100m の範囲に君津市が入っているが、君津市との協議は必要ではないのか。もし必要ならば君津市の見解を説明されたい」との指摘をいただきました。

当該敷地は君津市に隣接しているため、君津市に意見照会をする必要があると判断し、君津市に照会いたしました。その結果、「支障ない」との回答を文書で得ております。

以上、前回ご指摘いただいた事項について説明させていただきました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第 169 回審議会第 3 号議案について、事務局から説明をいただきました。

ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

委 員 簡潔に 3 点質問いたします。

一つは通学路の問題で、波岡小学校の通学路の件は、今、説明を聞きました。この施設の南側、直線で 300m のところに北子安小学校、君津の小学校があるのですが、この小学校の通学路になっている北子安 6 丁目の国道の東側の飛び地の子どもたちは、この国道を横断するのです。歩道橋はないのです。やっぱり通学時間帯は避けるというのが必要ではないか。

二つ目は、木更津市に照会したときに、木更津市から幾つかの要望があったと思います。例えば地元からの生活環境の必要に関して申し入れがあったら誠実に対応すること、重機を使用する場合は木更津の条例に引っ掛かるので届出すること。これに対して、「説明を丁寧にして了解を得ました」となっているのです。文書での取り交わしはないのかどうか。

三つ目は、放射能の問題が今お話がありました。君津管内からのがれきの持ち込みですが、仮に君津管内以外からのがれきを持ち込むとすれば、どこでどのようにチェックができるのか。

事務局 通学の時間については、事業者と協議した結果、朝と晩の通学時間帯には、実質的に安全を確保したいので、ここに搬入しないということを確認いたしました。

君津管内以外のがれきの搬入については、今回のこの施設に限らず、基本的に、それぞ

れの施設の出入りのときに、どういう時間帯でどういう頻度でやるかというのはまだ決めてはいないと思いますが、定期的に点検するとか、入口でチェックするとか、そういうものは項目が決められていて、入口でそういうものを押えるという形になると考えております。具体的に、ここに限らず、ほかのがれきの処理施設はすべて同じく対象になると思いますが、今後そういう形で入口で多分チェックすることになるでしょうし、また定期的に環境部のほうでチェックするという形になると思います。

学校側、教育委員会で重機等について要望があったということについては、うちのほうは市の文書を通じて確認しておりますが、今の事実は、申しわけございませんが把握しておりません。特に、要望等があったということについては、把握できておりません。「支障ない」という形での文書をいただいております。各部局と協議して、そういう形で報告をいただいております。

委員 北子安小学校の通学路の安全対策ですが、君津の教育委員会に直接電話をして聞きました。飛び地になっている北子安6丁目の地域のお母さん方は、国道を横断させられないので八重原小学校、学区外の通学を希望している方がかなり多いということなので、朝の時間帯、下校の時間帯の安全対策を十分にとる必要があるだろう。

もう一つは、がれきの処理を否定しているわけではないですが、まかり間違っても放射能汚染のがれきを持ち込まれる危険があるのではないかと。そのところの厳しいチェック、例えば君津管内以外からがれきを持ち込む場合には事前協議にするとかいう対策が必要ではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

事務局 通学路については、事業者のほうに先ほどの時間帯は避けるという話もいただいておりますが、再度協議して、注意していただく、その時間帯は避けるということをご指導したいと思います。

がれきにつきましても、私ども建築だけで制限するわけにはまいりませんので、産業廃棄物処理の許認可をやっている環境部等にも、こういうご意見をいただきましたと伝えて、指導を徹底したいと考えております。

会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

委員 内容は重なりますが、前回の継続審議ということで、通学路の件については私のほうから質問させていただきましたので、重ねてお願い申し上げます。

委員からもご指摘がありました。登校・下校の時間帯はトラックが通らないという時間制限をぜひ行ってもらいたいと思います。事業主が自主的に行うということで回答をいただいていると口頭では説明がありましたが、今日配付の関係資料を拝見しますと、回答要旨の中には「搬出入の時間制限を行わなくとも安全は確保されていると判断」という内容になっておりまして、ちょっと違いがあるのではないかと思いますので、ぜひこの辺りも表現を資料の中で訂正いただきまして、事業主への指導をいただきたいと重ねてお願いしたいと思います。

会長 説明資料と口頭の説明の食い違いがあるということですのですけれども。

事務局 わかりました。

今、委員がおっしゃったように、何回かご指摘いただきましたので、その旨を事業者と協議し、先ほど申しましたように、その時間帯は安全を確保するために避けますというのは確認しております。

なお、この文書につきましては、事前に作成して配付なり説明を差し上げる資料だったために本日間に合いませんので、その辺はお詫び申し上げます。申しわけございません。

会 長 それでは、要望の点、再度お伝えいただくということでお願いいたします。

会 長 採決をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、第 169 回審議会第 3 号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 169 回審議会第 3 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 7 号議案

会 長 次に、

第 7 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について
を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 7 号議案について説明いたします。

議案書見出しの 7 番をお開きください。最初のページは付議書となっております。

次の 1 ページをご覧ください。

処理施設の敷地の位置について説明いたします。

本議案は、株式会社丸幸の産業廃棄物処理施設に係るものです。

敷地の位置は白井市神々廻で、敷地面積は約 9,492 m²です。敷地はすべて市街化調整区域に位置しています。

2 ページをご覧ください。

計画概要です。

本件施設は、主に店舗から排出される梱包材等の廃プラスチックや建築物等の解体工事により発生するがれき類及び木くずを破碎処理し、あわせて樹脂材料や燃料チップとしてリサイクルする施設です。

施設の種類は産業廃棄物中間処理施設で、破碎機 4 基により、1 日当たり廃プラスチックを最大 79.4 トン、がれき類を最大 314.5 トン、木くずを最大 191.2 トン行うものです。

廃プラスチック、がれき類及び木くずの破碎処理施設であって、それぞれ処理能力が 1 日当たり 5 トンを超えることから、建築基準法第 51 条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、敷地内の建築物は新築 4 棟で、処理施設棟 2 棟、保管施設棟及び管理事務所棟がそれぞれ 1 棟です。

3 ページの位置図をご覧ください。

計画地は、北総線白井駅から北東に約 2.5km の位置にあります。

計画地は市街化調整区域内にあり、市街化区域までは 800m 離れております。

計画地の近くには都市施設はございません。

また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

4 ページをご覧ください。

計画図により説明いたします。

搬出入路は、幅員 6.5m の市道であり、主要地方道市川印西線に接続しています。

1 日の搬出入車両は 2~10 トン車で 72 台と予想されており、発生交通量による搬出入路への影響は支障ないと考えております。

なお、近隣に小学校がないことから、市道部分には通学路の指定はありません。

また、主要地方道市川印西線についても、同様に通学路の指定はありません。

スクリーンをご覧ください。

付近建築物用途現況図です。

図上の黄色く塗った部分、今回の取付道路と県道の入口の部分に住宅が何棟かあります。これは、許可基準としている「計画地の周囲 200m 以内」には入っておりません。ただし、主要地方道との交差点付近で市道沿道に住宅 7 世帯があります。この 7 世帯については、事業者が既に事業計画を説明済みで、特に意見はなかったと報告を受けております。

なお、施設の敷地から 100m 以内についても、学校や病院等の周辺に配慮を要する施設はありません。

次に、配置図をご覧ください。

敷地内の建築物は、新築 4 棟を計画しており、処理施設棟、大きな横長のものと四角いものが 2 棟あります。保管施設棟が 1 棟あります。これは処理後のものを保管する棟です。管理事務所棟が 1 棟あります。

出入りは、右側の進入道路からと、下から出入りいたします。

敷地内の排水について説明いたします。

破砕処理に伴う処理水は生じません。

また、雨水については、油水分離槽を経て、浸透槽で浸透処理します。

管理事務所からの汚水は、合併処理浄化槽により処理し、市道の側溝に放流します。

また、計画地の周囲には、高さ 1.8m のネットフェンスで囲い、樹木などにより緑化を行うことで、周辺環境に配慮した施設計画となっております。

引き続きスクリーンをご覧ください。

複雑な絵ですが、実際の搬出入について概略説明します。

今回、施設棟は 4 棟ありますが、その施設棟の中に破砕機が 4 基あります。楕円形で書いてある部分が破砕機 4 基です。この 4 基は、建物内に設置される計画となっております。

市道に面した東側の出入口から搬入した廃棄物は、図上の茶色の矢印の経路をたどり、同じく茶色に塗られた部分に保管されます。

持ち込まれた廃棄物は、種類別に選別されてから保管されます。

その後、先ほどの破砕機 4 基にそれぞれ投入されます。

破砕処理された再生材については、水色に塗られた保管場所に保管された後、搬出車両に積み込み、搬出されます。経路は、水色の矢印のとおりとなります。

なお、処理された再生材については、県内外の各種事業所などに搬出される計画として

おります。

また、破碎施設の稼働時間は、午前7時から午後9時までで、日曜日の作業はありません。

次に、お手元の議案関係資料の見出し7番の2ページをご覧ください。

環境対策について申し上げます。

現在、県環境部局と事業者間で産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議が終了し、許可申請書が提出されております。

これらの手続の中で、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本施設は、廃プラスチック、がれき類及び木くずの破碎処理を行う中間処理施設で、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、騒音と振動に係る環境基準を遵守することにより、周辺的生活環境に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。

本施設における騒音と振動の適合状況について説明いたします。

この表の騒音と振動の欄ですが、騒音については、白井市公害防止条例に基づく規制により、規制値55dBに対し予測値54dBという結果が出ております。また、振動についても、規制値55dBに対し予測値54dBの予測結果となっております。

環境については以上です。

最後に、計画地である白井市からは、今回の計画が支障ない旨の意見を文書にて得ております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会 長 第7号議案について事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委 員 丸幸さんという会社は、白井市か、それともほかのところに本社を置いてあるのか。代表者の名前は言えないでしょうか、一応どんな会社か教えていただきたい。

事務局 事業者につきましては、産業廃棄物処理業のほかに、一般廃棄物処理業、一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬、古紙や有価物の収集、再資源化の廃棄物処理の関係業務を行っております。昭和40年代に操業しており、現在に至っております。

工場については、白井に資源循環センター、柴には一般廃棄物処理の破碎処理施設等。なお、本社は鎌ヶ谷市にあります。概要は以上です。

委 員 1点だけ。何度もお聞きしているのですが、持ち込まれる廃棄物の安全性の問題ですが、どこからどんながれきが持ち込まれるのか。さっき話した放射能との関係で安全チェックができるのかどうか。

事務局 まず廃プラスチック類ですが、これは県内の大型店舗4店舗から梱包材ということで持ち込まれる予定です。それは破碎処理して再生処理するということです。

がれき類と木くずについては、県内の解体業者と契約して、県内のがれき類、木造建築物の木材を搬入し、がれき類については安定型処分場に処理、金属については再生処理、木材についてはチップ化して燃料チップとして売却と聞いております。

それから、先ほどの回答と同じになりますが、どういう形でというのはまだ環境部のほうでも決定していないようですが、入口で今後チェックをするなり、あるいは定期的に立

ち入りをして放射能のレベルを測定するのではないかと。はっきりこうですというのは、まだ決まっていないと聞いております。

会 長 ほかに。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

第7号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第7号議案を原案どおり可決することに決定します。

第8号議案

会 長 続いて、

第8号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（芝山町）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案について説明いたします。

議案書見出しの8番をお開きください。最初のページは付議書となっております。

次の1ページをご覧ください。

処理施設の敷地の位置について説明いたします。

本議案は、株式会社石井興業の産業廃棄物処理施設に係るものです。

敷地の位置は山武郡芝山町大里で、敷地面積は約2,200㎡です。敷地はすべて都市計画区域の用途地域の指定のない区域に位置しております。

2ページをご覧ください。

計画概要です。

本施設は、主に県内の木造建築物の解体現場などから発生する木くずを破砕処理し、燃料チップとしてリサイクルする施設です。

現在、木くずを焼却により処理しておりますが、施設の老朽化や資源循環型社会への推進の動向を受け、処理方法を破砕処理方式に変更するものです。

施設の種類は産業廃棄物中間処理施設で、破砕機1基による木くずの破砕処理を1日当たり最大78.4トン行うものです。

木くずの破砕施設にあっては、処理能力が1日当たり5トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、敷地内の建築物は新築が2棟で、破砕機の上屋及び処理後の破砕チップの保管場所、それから既存施設が管理事務所と便所の2棟です。

3ページをご覧ください。

位置図により説明いたします。

計画地は、芝山鉄道の芝山千代田駅から東方に約2.5kmの位置にあり、隣接する多古町

との境界に位置しています。

計画地から用途地域の指定のある区域までは、概ね約 1.8km 離れています。

スクリーンをご覧ください。

計画地が左下にあります。その右側に圏央道としての都市計画道路がありますが、支障がない旨の確認をしております。

また、県及び町の都市計画構想との齟齬もありません。

議案書に戻っていただき、4 ページをご覧ください。

計画図により説明いたします。

搬出入路は、幅員 7 m の多古町道の喜多間倉線です。この道路は、下の左右の赤の国道 296 号線に接続しています。

1 日の搬出入車両は 4 トン車と 10 トン車で最大 14 台と予想されており、発生交通量による搬出入路への影響は支障ないと考えております。

なお、通学路の指定状況を確認したところ、町道部分については通学路の指定はありません。

また、国道 296 号についても、同様に周辺に学校等はないので、通学路の指定はありません。

スクリーンをご覧ください。

付近建築物用途現況図です。

計画地の周囲 200m 以内には 3 軒の住宅があります。住宅の居住者には既に事業計画について説明がなされており、特に意見はありませんでした。

施設の敷地から 100m 以内には、学校や病院等の周辺環境に配慮を要する施設はありません。

次に、スクリーンの配置図をご覧ください。

敷地内には、建物が新規と既存で 4 棟あります。一番右の赤い部分が管理事務所とトイレです。その脇が破碎後のチップの保管場所です。一番左が破碎機の上屋です。

敷地内の排水について説明いたします。

破碎処理に伴う処理水は生じません。

雨水については、油水分離槽を経て、左脇にある雨水調整池で浸透処理されます。これは既存で、十分機能しております。

計画地の周囲は、高さ 1.8m のネットフェンス等で囲い、樹木により緑化を行うことで、周辺環境に配慮した施設計画となっております。

引き続きスクリーンをご覧ください。

町道に面した出入口から搬入した木くずは、図上の赤色の矢印の経路をたどり、同じく赤色に塗られた木くず保管場所に置かれます。

その後、左の破碎機に投入されます。

破碎処理された破碎チップは、青色に塗られた破碎チップ保管場所に保管された後、搬出車両に積み込み搬出されます。経路は、青色の矢印で搬出されます。

破碎チップについては、市原にある電力会社に燃料チップとしてすべて搬出されます。

なお、破碎施設の稼働時間は午前 8 時から午後 5 時で、日曜日の作業はありません。

次に、お手元の議案関係資料の見出し 8 番の 2 ページをご覧ください。

環境関係の説明を申し上げます。

現在、県環境部局と事業者間で産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議が終了し、許可申請書が提出されております。

これらの手続の中で、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本施設は、木くずの破砕処理を行う中間処理施設で、処理に伴いばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、騒音と振動に係る環境基準を遵守することにより、周辺的生活環境に支障を及ぼす恐れはないと判断しております。

本施設における騒音と振動の適合状況について説明いたします。

芝山町公害防止条例に基づく規制により、騒音は規制値 60dB に対し予測値 59dB、また振動については規制値 60dB に対し予測値 58dB の予測結果となっております。

最後に、計画地である芝山町からは、支障ない旨の意見を文書でいただいております。

また、隣接の多古町についても、同様に支障ない旨の意見を文書で得ております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会 長 第 8 号議案について事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

第 8 号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 8 号議案を原案どおり可決することに決定します。

第 9 号議案

会 長 次に、

第 9 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（松戸市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 9 号議案について説明申し上げます。

議案書見出しの 9 番をお開きください。最初のページは付議書です。

次の 1 ページをご覧ください。

処理施設の敷地の位置について説明いたします。

本議案は、株式会社イサカエンタープライズが松戸市の北松戸工業団地内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。敷地面積は約 1,834 m²で、敷地はすべて工業専用地域内に位置しています。

2 ページをご覧ください。

計画概要です。

本件施設は、店舗や事務所から排出されるペットボトルの破砕等を行う産業廃棄物中間処理施設で、第1工場の業務拡大により、新たに第2工場として事業を行うことから、本許可申請を行うものです。

なお、本件施設は、家庭から排出されるペットボトルも処理することから、ごみ処理施設にも該当します。このため、松戸市都市計画審議会の議を経て、平成23年8月31日に可決の答申をいただいているところです。

本施設の種類の産業廃棄物中間処理施設で、ペットボトルの破砕処理を1日当たり最大34.56トン行うものです。

廃プラスチックの破砕施設であって処理能力が1日当たり5トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可が必要になるものです。

敷地内の建築物は新築2棟で、破砕処理を行う工場棟、及び屋外に設置される排水処理施設の機械室です。

3ページをご覧ください。

位置図により説明いたします。

敷地の位置の適格性ですが、計画地は、JR常磐線北松戸駅から南南西へ約1kmに位置し、北松戸工業団地内の南側にあります。

搬出入経路は、工業団地内の幅員8mの市道から、主要幹線松戸市道を経由して、国道6号に接続します。

計画地の近くには都市施設はありません。

また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

4ページをご覧ください。

計画図により説明いたします。

搬出入計画の妥当性です。

計画地の車両出入口は敷地の北側に1ヵ所設けております。新たな搬出入発生交通量は、2トン車、4トン車、10トン車で1日当たり出と入で94台と予想されております。これによる新たな渋滞発生の影響は生じないと考えております。

なお、通学路の指定状況を確認したところ、工業団地内において市道部分に通学路の指定はありません。

また、国道6号も、同様に通学路の指定はありません。

続きまして、スクリーンをご覧ください。

付近建築物用途現況図です。

図上の黄色く塗った部分ですが、これは準工業地域内になりますが、住宅が7軒ほど立地しております。なお、住宅の居住者には既に事業計画について説明がなされており、特に意見はありませんでした。

施設の敷地から100m以内には、学校や病院等の周辺環境に配慮を要する施設はありません。

引き続きスクリーンで説明いたします。

配置図です。

施設計画の妥当性ですが、計画地内の建築物は、破砕を行う工場棟及び屋外の排水処理施設の機械室の2棟です。

搬入されたペットボトルは、赤の矢印ですが、保管場所に荷降ろしされた後、破碎施設を経て、ベルトコンベアにより破碎機に投入され洗浄・破碎処理されます。

破碎処理されたものは、樹脂原料として搬出されることとなります。

敷地内の排水について説明いたします。

破碎処理に伴う洗浄水は、排水処理施設で処理をしてから、松戸市道U字溝に放流いたします。トイレ等の生活排水は、合併浄化槽で処理され、同じく市道のU字溝に放流いたします。

計画地の周囲は、高さ5mの鉄製フェンスで囲い、道路境界から約1.6mセットバックし、樹木などにより緑化を行っております。これにより、周辺環境にも配慮したものとなっております。

破碎施設の稼働時間は午前7時から午後11時までの16時間です。なお、日曜日は作業は行いません。

ここで、お手元の議案関係資料の見出し9番の2ページをご覧ください。

環境関係法令等との適合状況です。

環境対策等について申し上げます。

現在、県環境部局と事業者との間で事前協議が終了し、産業廃棄物処理施設設置許可申請が提出されているところです。

これらの手続の中で、環境に対する影響について支障がないことが確認されております。

なお、本施設は、廃プラスチックの破碎処理を行う中間処理施設で、ばい煙等の発生はなく、排水は処理施設にて処理されることから、騒音と振動、臭気に係る環境基準を遵守することにより、周辺の生活環境に支障を及ぼす恐れはないと判断しております。

本施設における騒音と振動の項目については、松戸市公害防止条例に基づく規制が適用され、騒音は規制値60dBに対し予測値58.8dB、振動については規制値60dBに対し予測値53.3dBの予測結果となっております。

また、臭気については、悪臭防止法に基づく臭気指数規制が、松戸市ではすべての工場、事業場に適用されます。本施設は、通常作業において悪臭を発生する業種ではないため、規制基準に適合しているものと判断されております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

会 長 第9号議案について事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 1点確認をしたいのですが、先ほど通学路などの指定はないという話だったのですが、この議案書の3ページの位置図(15,000分の1)、この工業団地の地図の左側に古ヶ崎小学校ありますが、この古ヶ崎小学校の通学区域は、工業団地よりも線路沿いの上本郷の地域からも子どもたちが通うのです。これは松戸市の教育委員会に確認しましたところ、上本郷の子どもたちは、工業団地を抜けて、市道1号線、ベルクスと日産の間、ここは通学路に重複するのです。それから、中根長津町、新作に住んでいる子どもたちは、この市道を横断して古ヶ崎小に通学する。この施設の稼働時間が朝の7時からでしょう。通学路の時間帯には搬出・搬入の規制が必要だと思いますが、その辺の見解をお知らせください。

事務局 通学路については、搬出入経路と重複していないということで確認されておるのです

が、再度確認して、団地内の市道が通学路に指定されている場合は、今のご意見のとおり指導していきたいと考えます。

委員 これは執行部をお願いしておきますけれども、最近、企業と暴力団関係というのが大変問われて、企業の責任がいま大変問われていますが、そういう中で、こういう提案をする場合には、その許認可の対象がわかるように。ただこれだけの名前だけで、果たしてこの都市計画決定がひとり歩きするようなことがないかどうか。そういうこともどこかでチェックはしているのだろうと私は思いますが、こういう提案の中には、できるだけわかりやすく会社名も。先ほど、名前だけで、社長の名前がどうだ、と。どういう企業との関わりがあるのか全然わからない。名前だけでは、本当に全然わからない。そういうことを要望しておきます

事務局 ただいまご要望をいただきましたので、その点について、なるべく公表するような形で提案させていただくように検討したいと思います。

会長 社会的に大変重要な問題でありますので、適切に対応をしていただけるようお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

委員 ご説明をいただいて、二つ気になったことがあります。一つは営業時間ですが、朝の7時から深夜の12時ということですか。

事務局 23時です。

委員 深夜の11時ということで、周辺には住居専用地域もありまして、深夜11時までの営業というのは大丈夫なのかどうか。

あと、1日に94台の車両が通過するというところでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 そうしますと、16時間の営業ということで、私の計算が合っているかあれなんです、10分に1台の車両が通過するということになるかと。その辺の車両の多さということが営業時間等々も含めて少し気になりました。

あわせて、先ほど委員のご指摘の通学路の件も含めて、よく再考していただきたいというお願いです。

会長 要望ということですが、事務局のほうで、今お答えすることはありませんか。

事務局 私どもももう一度確認させていただきますが、94台は出と入の合計ですので、搬入が47台。1回入った車が荷を降ろして出るので、その倍ということで考えております。

会長 営業時間が長いことと、100台近いということで、ピーク時はもしかすると10分に1台ではない可能性もあるので、確認の上、適切な対応をしていただければと思います。

事務局 作業時間ですが、第1工場のほうも同様の作業時間で稼働しておりまして、特に苦情等は入っていないということです。敷地が工業専用地域内ということで、規制値も60ということで、それをクリアした上での作業形態と理解しております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは採決いたします。

第9号議案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第9号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

事務局から何かございますか。

事務局 ございません。

10. 閉 会

会 長 それでは、これで第170回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたり熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —